

【eMAFF 申請】代理申請の委任設定をする場合の留意事項

eMAFF による CPTPP、日 EU、日米の関税割当申請については、システム上、他者に申請手続の代行を委任することが可能です。

eMAFF 上で代理申請の委任・受任手続を行った制度については、受任者（申請代行者）ではなく委任者（本人）が eMAFF により申請を行った場合であっても、その申請の内容を受任者が閲覧可能となりますので、ご注意ください。

受任者による閲覧を不可としたい場合には、申請を行う前に委任を解除する必要があります。

（※）代理申請については、申請者マニュアル「6 申請代行」参照。<https://e.maff.go.jp/Manual>

特に、以下の対象品目の第3回申請については、当該申請期間内に複数回申請することが可能となっており、受任者による申請と本人による申請の両方が行われる可能性が高いので、ご留意願います。

○対象品目

対象品目	eMAFF での制度名（※）
日 EU・EPA TRQ-23（バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳）	関税割当_日 EU_TRQ-23_R7_3
日 EU・EPA TRQ-25（チーズ）	関税割当_日 EU_TRQ-25_R7_3
CPTPP TWQ-JP9（バター）	関税割当_CPTPP_TWQ-JP9_R7_3
CPTPP TWQ-JP10（脱脂粉乳）	関税割当_CPTPP_TWQ-JP10_R7_3
CPTPP TWQ-JP11（粉乳及びバターミルクパウダー）	関税割当_CPTPP_TWQ-JP11_R7_3

※令和8年度の場合は、R7 の部分が R8 になります。

なお、システム上、委任手続の際に「過去申請の閲覧を許可することの可否」について設定が可能ですが、「不可」とした場合であっても、委任の受任以降に行われた申請については過去申請に該当しないため閲覧が可能となりますのでご注意ください。

（具体例1）

- ①9月1日、A社が TWQ-JP9（バター）を 20 t 申請。
- ②10月1日、A社は「関税割当_CPTPP_TWQ-JP9_R7_3」について B 社に代理申請を委任。その際、「過去申請の閲覧を許可する」を「可」に設定。

→B 社は、A 社が 9 月 1 日に申請したバター 20 t の申請内容が閲覧可能。

（具体例 2）

① 9 月 1 日、A 社が TWQ-JP9（バター）を 20 t 申請。

② 10 月 1 日、A 社は「関税割当_CPTPP_TWQ-JP9_R7_3」について B 社に代理申請を委任。その際、「過去申請の閲覧を許可する」を「不可」に設定。

→B 社は、A 社が 9 月 1 日に申請したバター 20 t の申請内容は閲覧できない。

③ 11 月 1 日、B 社は、A 社の代理として、バターを 30t 申請。

④ 12 月 1 日、A 社は、バター 10t を申請。

→B 社は、A 社の 10 t の申請が閲覧可能。